

手形・小切手の交換方法を電子化する「電子交換所」設立に伴う 手形・小切手用紙の変更について

全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所を廃止し、電子データにより手形交換を行う電子交換所を令和4年11月に設立いたします。

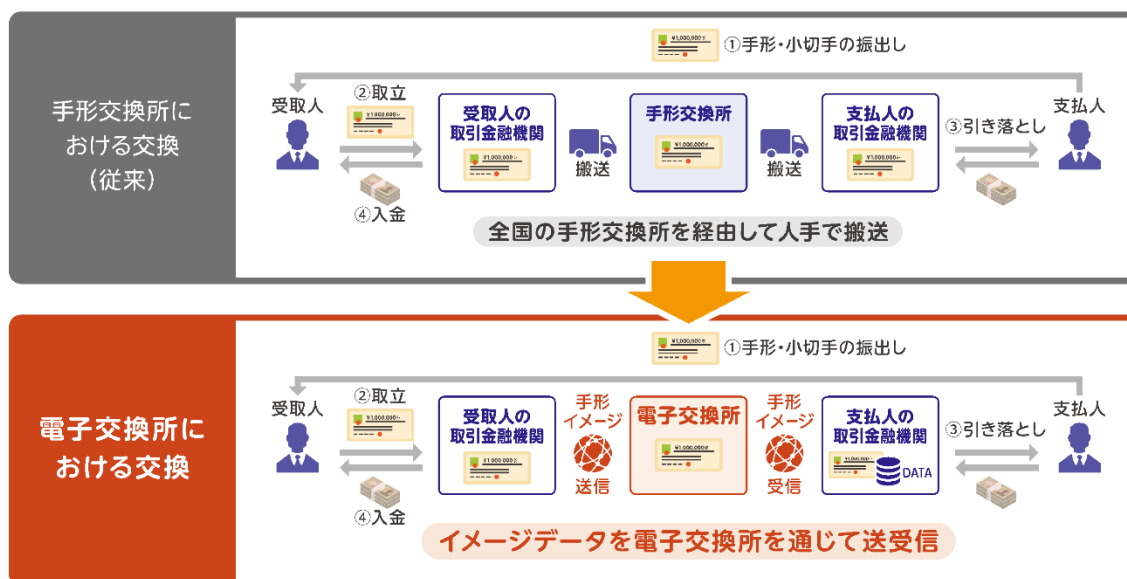
電子データにより手形交換を行うことで、より早く、より安全な手形の決済が可能になります。

なお、これに伴うお客さまのお手続き方法等の変更はなく、従来どおり、金融機関において取立依頼を行っていただけます。

また、すでにお持ちの手形・小切手についても引き続きご利用いただくことが可能です。

1. 電子交換所について

今までは人手を介して搬送していた手形・小切手ですが、「電子交換所」の設立により、金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。



※ 一般社団法人全国銀行協会の「手形の交換方法を電子化する『電子交換所』設立のご案内」より抜粋

2. 手形・小切手用紙の変更

電子交換所設立に伴い、「QRコード」または「電子交換で使用するコード」を印刷した手形・小切手用紙に変更いたします。

なお、すでにお持ちの手形・小切手についても引き続きご利用いただくことが可能ですので、ご安心ください。

【QRコードの印刷見本】

○ 小切手

AA 123456 小 切 手 全国 5001
15XX - 999

支払地 [REDACTED]
金額 [REDACTED]

上記の金額をこの小切手と引替えに
持参人へお支払いください
拒絶証書不渡 振出人
令和 年 月 日
振出地 [REDACTED]

① 500 ② 500 ③ 999 ④ 23456 ⑤ 7 ⑥ 23456

○ 約束手形

No. 約束手形 AA 123456 全国 5001
15XX - 999

金額 円
支払期日 令和 年 月 日
支払地 [REDACTED]
支払場所 [REDACTED]

上記金額をあなたまたはあなたの滞留人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします
令和 年 月 日
振出地 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
振出人 [REDACTED]

① 500 ② 500 ③ 999 ④ 23456 ⑤ 7 ⑥ 23456

【電子交換で使用するコードの印刷見本】

○ 為替手形

No. 為替手形 AA 123456

支払人 (引受人) [REDACTED]
金額 円 ① 102 支払期日 令和 年 月 日
支払地 [REDACTED]
支払場所 [REDACTED]

(受取人) [REDACTED]
令和 年 月 日
振出地 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
振出人 [REDACTED]

① 500 ② 500 ③ 999 ④ 23456 ⑤ 7 ⑥ 23456

出紙引付 サンプル使用金額

3. 手形・小切手ご記入の際の留意事項と禁止事項

電子交換所では、手形・小切手の券面の情報を読み取り、データ化のうえ、金融機関間でイメージデータの送受信を行います。そのため、手形・小切手の券面への必要事項以外の書込み（メモ書き等）はお控えください。

(1) 金額欄に関する留意事項

- ① チェックライターを使用の場合は、金額が濃く、鮮明に印字されるようインクの状態をご確認ください。インクのかすれ等により、金額が不鮮明な場合は、確認をさせていただく場合があります。
- ② ご自身で金額を記入される場合は、楷書を使用し、崩し文字は使用しないでください。

【崩し文字の例】



(2) QRコード欄に関する留意事項

QRコードと周りの余白には何も表示しないでください。

【なつ印がQRコード欄に重なっている例】



(3) 署名判・お届け印に関する留意事項

署名判・お届け印は鮮明に押してください。

(4) 禁止事項

- ① 手形・小切手券面への複記や補記などのメモ書きは行わないでください。
- ② 金額欄へのなつ印はしないでください。

4. 電子的な決済手段への移行をご検討ください

決済手段の電子化は、昨今の環境配慮やテレワーク対応に向けた社会的意義を持つとともに、企業・金融機関の業務効率化に貢献します。金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら令和8年度までに手形・小切手の電子化を目指します。

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続きの省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。

お客さまにおかれましても、電子記録債権の利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

お取引店の窓口あるいは担当者までお問合せください。